

最高裁判所（第一小法廷）平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正
処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成24年8月29日棄却・不受理・確定

（第一審・静岡地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年1月28日判決、本資料26
1号-15・順号11605）

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年7月20日判決、本資料26
1号-128・順号11718）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単な
る法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成24年8月29日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上告人兼申立人	丁
上告人兼申立人	戊
上記5名訴訟代理人弁護士	豊田 正彦
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	岡部 博昭